

1. 序 論

1) 計画策定の趣旨等

●高齢者のための総合的な計画

高齢社会における保健・福祉・介護の諸課題に取り組むため、「高齢者のための総合的な計画」として策定しました。

●心身ともに健康で生きがいのある生活を支援する計画

高齢者が多様な活動に対して意欲的になることができるように、「身体の健康づくり」と「心の健康づくり」の双方を大切な課題として捉え、高齢者自らが佐倉市で安心・安全に行動できるよう、ユニバーサルデザインの概念を計画に含めました。

●地域の中での思いやり、助け合いを支援する計画

全ての市民が福祉の受け手であり、同時に担い手であると受けとめ、地域の人々が助け合いながらお互いに思いやる地域ケア体制の構築をめざすために、新たに日常生活圏域を設定し、地域の特性に応じた多様で柔軟な形態のサービス提供が可能となる地域密着型サービスを計画に位置づけています。

●将来的な高齢者の保健・福祉・介護サービス需要を見込んだ計画

日本の高齢化は急速に加速していますが、これから平成27年（2015年）にかけての約10年間に於いては、高齢者数が急増するほか、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯も急増すると予想されています。

このようなことを踏まえて、佐倉市においても長期的な高齢者像を展望し、予防システムを強化するなど新たな視点で計画を策定しました。

2) 根拠とする法令

本計画は、老人保健法（第46条の18）、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法（第117条）に基づき策定するものです。

3) 計画策定の背景

介護保険制度が開始されてから5年が経過し、国においては、総合的な介護予防システムの確立、地域密着型サービスの創設、サービスの質の確保・向上などを新たな柱とする新制度が定められました。

このような背景のもと、佐倉市においても平成17年度に計画の見直しを行い、新たな計画を策定いたしました。

4) 計画の策定（見直し）体制

（1）市民参加の内容・方法

介護保険の被保険者をはじめ、市民意見の反映を図る必要があることから、公募の市民、学識経験者、保健・医療・福祉関係などの代表者の計27名で構成する「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会」及び高齢者保健、高齢者福祉、介護保険の3つの専門部会において、検討を重ねてきました。

（2）高齢者等ニーズを把握し、計画に反映するための調査の実施

あらかじめ市民の生活実態や保健・福祉・介護に対する市民ニーズ等を把握するため、高齢者（満65歳以上）、若年者（満40～64歳）及び要援護者（要支援、要介護1～5）の一部の方に対するアンケート調査を実施しました。

5) 関連計画等との連携、整合性

佐倉市のまちづくりの基本的な方向を示す「第3次佐倉市総合計画」に基づき、各分野や他計画との連携、整合性を図るよう留意しました。